

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年3月23日

阿久根市長 西平良将

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

○ 阿久根地区

（波留，高松，新町，町，浜，上野，大丸，倉津，潟，遠見ヶ丘，寺山，中村，浦，牧内，東牧内，段，大尾）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年3月18日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人： 2 経営体

法人：

※ 平成27年度中に、地区内認定農業者を地域の担い手として位置付け予定である。

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業競争力強化基盤整備事業（中山間地域型）が平成28年度より実施される予定であり、その事業の実施要件として、担い手への農地集積・集約率をその対象地区内で50%以上を確保しなければならない。その集積・集約の手段として農地中間管理機構を活用する方向で検討中。

また、事業実施以外の農地においても、地域・個人の意向等を考慮し、活用が見込めれば、活用していく方向で検討。

6. 地域農業の将来のあり方

地域の担い手については、認定農業者及び地域の農業者を、地域の実情等を踏まえて、積極的に人・農地プランへ位置付けしていく。また、担い手を確保することによって、今ある農地を維持し、耕作放棄地等にならないよう守っていく。